

松江市農地及び農業用施設の改良事業並びに災害復旧事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市の交付する松江市農地及び農業用施設の改良事業並びに災害復旧事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるものとする。

（補助金交付の目的）

第2条 農地及び農業用施設の改良、災害復旧等を行う者に対し、補助金を交付することにより、事業の推進、農業経営の合理化及び農業生産力の増進を図ることを目的とする。

（補助の対象額）

第3条 補助金は、土地改良区又は市長が適当と認める者であって、別表に掲げる事業を行うものに対し、交付する。

2 採択基準、補助率等は、別表のとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

（財産処分 of 制限期間）

第4条 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業が完了した日の属する年度から起算して5年とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

（概算払）

第5条 規則第14条第1項のただし書の規定により、市長は、当該補助事業の完了前に概算払により補助金等の全部又は一部を交付することができる。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成17年3月31日松江市告示第167号）

この告示は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成21年11月2日松江市告示第366号）

この告示は、平成21年11月2日から施行する。

附 則（平成27年3月31日松江市告示第207号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日松江市告示第246号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日松江市告示第201号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日松江市告示第241号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月14日松江市告示第396号）

この告示は、令和4年6月14日から施行する。

附 則（令和5年5月30日松江市告示第373号）

この告示は、令和5年5月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年9月1日から施行し、同年4月1日から適用する。